

	手 続 き	場 所	期 限 等	備 考
1	児童手当の 変更手続等 ※児童手当を 受給してい る場合等	保護者の住民登録地 の児童手当担当部署 (河内長野市の場合 ：こどもまんな課)	婚姻届の提出後速やかに ※手続が遅れると、手当の返還手続が発生する 可能性があります。	速やかに届出ができ ない場合は、まずは 市区町村の担当部署 へ電話等でお申し出 ください。
2	児童扶養手当の 受給資格喪失届	児童扶養手当の認定を 受けている市区町村の 児童扶養手当担当部署 (河内長野市の場合 ：こどもまんな課)	婚姻届の提出後速やかに ※届出が遅れると、手当の返還手続が発生する 可能性があります。	速やかに届出ができ ない場合は、まずは 市区町村の担当部署 へ電話等でお申し出 ください。
3	ひとり親家庭 医療費助成制 度の受給資格 喪失届	ひとり親家庭の父 もしくは母の住民 登録地の医療助成 担当部署 (河内長野市の場合 ：保険医療課)	婚姻届の提出後速やかに ※届出が遅れると、医療助成費の返還手続が 発生する可能性があります。	市町村により受給資格 に違いがあります。
4	国民健康保険 の訂正等	国民健康保険加入地 の担当部署 (河内長野市の場合 ：保険医療課)	氏名変更による訂正や社会保険の扶養に入る場合等 は、手続が必要です。 (市町村によって受付時間や必要なもの等に違いが ありますので、該当の役所におたずねください。)	